

○ 心筋梗塞等の心血管疾患の回復期医療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を心筋梗塞等の心血管疾患の回復期医療を担う医療機関として位置づけた。

<選定基準>

- (1) 有床の医療機関のうち以下の施設基準に相当する施設であって、医療機関が掲載を了解した場合
  - a 心大血管疾患リハビリテーション料Ⅰ
  - b 心大血管疾患リハビリテーション料Ⅱ
  - c a b 以外で急性期治療に指定された医療機関
- (2) 心筋梗塞等の心血管疾患の再発や重症不整脈などの発生時における対応法について、患者及び家族への教育を行っていること
- (3) 急性期の医療機関及び二次予防の医療機関と資料情報や治療計画を共有する等して連携していること
- (4) 自施設以外の職員も参加できる研修会を開催できること